

型式の区分

その他のライティングダクトの附属品及びライティングダクト用接続器

要素	区分
(A) 定格電圧	(1) 125V以下のもの
	(2) 125Vを超えるもの
(B) 定格電流	(1) 7A以下のもの
	(2) 7Aを超え15A以下のもの
	(3) 15Aを超えるもの
(C) 極(アース極を含む。)の数	(1) 2のもの
	(2) 3以上のもの
(D) ライティングダクトとの接続の方式(ライティングダクト用のプラグ及びアダプターの場合に限る。)	(1) 固定型のもの
	(2) 走行型のもの
(E) 接続する電線の種類(ライティングダクト用のフィードインボックス及びプラグの場合に限る。)	(1) 銅のもの
	(2) その他のもの
(F) 外郭の材料	(1) 合成樹脂のもの
	(2) その他のもの

備考: 該当する要素記号及び区分番号に 印を付して下さい。

JET43022-1/1-(end)